

仕 様 書

1 業務名

前橋市シティプロモーション推進アドバイス等業務

2 業務場所

前橋市役所（前橋市大手町二丁目12-1）

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

本市のシティプロモーション推進のため、総務省の外部人材派遣制度「地域力創造アドバイザー」制度を活用し、シティプロモーションに精通した外部専門家の知見等を取り入れた施策を実施する。

前橋市第七次総合計画第5章魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション）の効果的な推進のために設置された「前橋市シティプロモーション推進プロジェクトチーム（以下、PTという。）」の方向性や進め方、各課における実行面でのアドバイスをもらうことにより、PTメンバーの目線が合った全庁的で効果的なシティプロモーションを推進する。

また、本市のシティプロモーションの方向性を示すシティプロモーション戦略策定に対してサポートを受けることによって、本市独自のシティプロモーション戦略を策定する。

さらに、職員を主な対象としたシティプロモーションの概念や他市の取組事例等を学ぶ研修を実施することによって、シティプロモーションの理解を深め、本市のシティプロモーションを効率的に実行し、効果的な成果を上げられるよう促す。

5 外部専門家の業務内容

（1）シティプロモーション推進アドバイス業務

前橋市シティプロモーション推進プロジェクトチームの事務局ミーティング及び全体ミーティングに継続的に参加し、構成所属20課の業務におけるシティプロモーションの実行や課題解決に取り組めるよう、アクションプランの作成や進捗確認におけるアドバイスを行う。

また、今後のプロジェクトチームの進め方など他市の状況を踏まえつつ具体的にアドバイスを行う。

（2）シティプロモーション戦略策定サポート業務

本市のシティプロモーションの方向性を明示し、庁内で目線を合わせて取り組むための戦略策定をサポートする。戦略策定のスケジュール管理やワーキンググループに対するワークショップを実施し、専門的な知見を活かして提案・助言を行う。なお、

戦略策定においては市総合計画や県都まえばし創生プラン等との整合性を加味した上で助言等を行う。

将来的には市民全体に向けた戦略策定を目指すことを考慮して戦略策定のサポートを行う。

(3) シティプロモーション研修業務

ア) シティプロモーション研修の実施（10月予定）

職員のシティプロモーションに関する理解や意識を高め、実践的な知識を身につけるための研修を実施する。

イ) 対象者

シティプロモーション推進員、受講を希望する職員

ウ) 人数

40人（予定） ※人数は変更の可能性あり

※なお、外部専門家は年度内に延べ10日以上または5回以上前橋市に来訪し、提案・助言等を行うこと。

7 報告及び検査

受託業者は、業務を完了したときは、業務完了報告書を市に提出するものとする。市は、業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

8 支払方法

受託業者は、市の検査に合格したときは、契約金額の支払を市に請求することができる。

市は、受託業者から契約金の請求があったときは、適法な支払請求書の提出があったその日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

9 その他

消費税及び地方消費税の免税事業者は、採用決定後直ちに「免税事業者届出書」をこの委託業務の担当課（前橋市文化スポーツ観光部観光政策課）へ提出してください。

なお、この届出書の提出に当たっては、別紙の様式第1号を使用することとし、課税期間の記載については、契約締結予定日を含む事業年度（個人事業者の場合は1月1日から12月31日まで）を記入してください。

契約保証金は免除とする。

10 担当

前橋市文化スポーツ観光部観光政策課スローシティ推進係 熊谷

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-257-0675（ダイヤルイン）

FAX 027-212-7071